

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ
基本制度ワーキングチーム 第12回会合の議事項目に関する意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

【基本的な考え方】

- ・潜在ニーズへの対応も含めた量的拡充は、最優先項目。
- ・その際、質の確保と向上をあわせもった対応が必要。
- ・この実現には、恒久的・安定的な財源確保が不可欠。

○ 質の確保・向上について

- ・最優先課題は、すべての園児年齢に対する職員配置基準引き上げである。
- ・保育の現状を見ると、質の向上は「優先順位」をつけるべきものではない。
- ・新システム導入にあたって公私立の区別無く、運用がはかられるような配慮が必要である。

○ 指定制・需給調整（新規指定・更新）について

- ・指定更新の運用では、適正性や透明性の確保は厳に守られるべき。
- ・運用の仕組みは、国の責任において示されなければならない。
- ・人口減少地域への影響は顕著であり、いかなる地域にあっても子育て環境の充実に繋がるものでなくてはならない。

○ 総合施設における職員について

- ・保育教諭の資格要件を検討・整理する段階で、充分な移行期間と特例措置も含めた配慮が必要である。
- ・具体的には、幼稚園教員と保育士の双方がすでに修めている事項をあらためて要件とすることの無いような細やかな配慮がなされるべきである。

- 今後、細部にわたっての検討に際しては、関係者・団体から充分な意見聴取の場を設けていただきたい。

子ども・子育て新システムの検討に関する

全国保育協議会の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「基本制度案要綱」）に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会」を実現するという基本に戻り検討するべきです。

1. 児童福祉としての役割を維持するべき

新システムと「こども園（仮称）」は、子どもの最善の利益の確保や子どものセーフティネットなど「児童福祉」の機能を守るものではなくてはなりません。これまで保育所が果たしてきた機能・役割を確実に継承するべきです。

2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき

新システムの導入は、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が不可欠です。新たな制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきです。

3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき

療育を要するなど、手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応を強化・充実するべきです。

また、経済的な理由によって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乗せ徴収」は認めるべきではありません。

4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的にかつ明確に法で定め、着実に推進することが必要です。

5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

12月28日の基本制度ワーキングチームで提示された内容に加え、グループの小規模化、保育士の研修権・教材準備時間、開所時間中の保育士配置の確保等、質の充実が実現されなければなりません。

6. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

就学前の時期（乳幼児期）は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期」（保育所保育指針）です。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満3歳で分ける制度とすべきではありません。

7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

新システムは、真に「こども園（仮称）」の利用が必要な人が利用できる制度とすべきです。そのためには、「保育を必要とする」人が優先的に利用できる制度とすべきです。

子ども・子育て新システム検討会議
第12回基本制度ワーキングチーム 提出資料

平成23年5月31日
全国市長会社会文教委員長
大阪府池田市長 倉田 薫

1. 東日本大震災の復興財源や社会保障と税の一体改革との関係

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築という子ども・子育て新システムの基本理念は、非常に重要であると認識しております。

これは、従来、社会保障の中核として位置づけられてきた、年金・医療・介護等のほかにも、現役世代・次世代に対する施策を充実させていくべきであるという私の考え方と同じ思いであると考えているからです。

それゆえに、東日本大震災の復興財源の確保の必要性や、社会保障改革に関する集中検討会議における社会保障と税の一体改革の議論との関係が不透明の中で、子ども・子育て新システムの議論が終盤を迎えていたことに若干の不安感を抱いております。

2. 財源について

これまで、本基本制度ワーキングチームにおいては、幼保一体化にはじまり、量の拡充や質の改善等、制度構築に向け全員が真剣に議論してきたと考えております。

このことからも、これまでの議論を無駄にすることなく、子どもや子育て家庭の視点に立って着実に運営できるような新しい制度が実現することを真に願っており、そのためには、国・地方における十分な財源の確保が不可欠です。

また、子ども・子育て支援については、これまで、都市自治体が国に先行して地域の特色を生かした施策を実施してきました。住民の目から見れば、地方単独事業と補助事業の区別はありません。このため、財源の確保にあたっては、地方単独事業についての地方財源を必ず確保していただく必要があります。

これらについて、新システムの実施に向けた具体的な財源の議論を詳細に行っていくべきです。

3. 国と地方の協議について

新システムの実施には、市町村の財政力により実際のサービス提供に格差が生じないように、また、国の制度として確立した支援ができるように、必要な制度構築とそれにあわせた恒久的かつ安定的な財源確保の両方を確実に達成させることが不可欠です。

それには、国と地方の協議の場を早急に開催し、社会保障における国と地方の役割分担の議論を行うことが必要であると考えております。

